平成２５年（フ）第４６４２号
大阪市城東区諏訪３丁目12番15号　コンフォートビラ深江橋108号室、住民票上の住所大阪市生野区小路東２丁目16番31号
債務者　華川　輝明
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７３号
宮崎市広島１丁目14番４号　サカエコーポ501号、前住所宮崎市吉村町江田原甲210番地３　冨田コーポ203号
債務者　吉田　則行
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹田　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４８６号
埼玉県川越市藤木町25番地３　フレグランス木の芽Ａ棟102号室
債務者　鈴木　美香
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４９４号
埼玉県川越市諏訪町７番地６　ブルーハイツＳ303号室、前住所埼玉県川越市脇田本町23番地12　ミュージション川越705号室
債務者　伊東　亮平
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５０６号
埼玉県ふじみ野市うれし野１丁目12番11―305号
債務者　齋藤良太郎
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３３７号
静岡県沼津市新沢田町７番43号　シティパル新沢田202号
債務者　大橋　和美
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
静岡県伊豆の国市田京647番地の７　ブルーコーポ202号
債務者　原　　一也
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３８３号
愛知県岡崎市羽根北町５丁目６番地５　朝日ビル303
債務者　福中　　忠
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
京都府京丹後市峰山町内記298番地
債務者　戸田　光江
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第５８１４号
大阪市都島区中野町１丁目４番７号　カーサー桜宮302号
債務者　菊池　　修
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３４１号
大阪市西区北堀江２丁目４番18―222号
債務者　谷野　秀雄
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９９１号
大阪市東淀川区相川１丁目２番１―1111号
債務者　栄　　光弘
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０９１号
大阪市東成区大今里西２丁目12番１号
債務者　安田縫製こと安田秀雄こと　安　　東秀
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１５６号
大阪市平野区西脇２丁目11番11号シャトー第２平野311号、住民票上の住所大阪市平野区平野上町１丁目７番３号
債務者　大谷　松子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２２９号
大阪市平野区長吉長原西４丁目３番35号
債務者　辻本　信吾
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２３５号
大阪府東大阪市太平寺２丁目４番16号
債務者　竹村　修司
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２３６号
大阪府東大阪市太平寺２丁目４番16号
債務者　竹村由香子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部